昭島市からのお知らせ

住居表示の実施について

日頃より市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、昭島市では、<u>令和6年8月1日(木)</u>に「昭島駅北側地区」において住居表示を実施する準備を進めています。

住居表示は、住所をわかりやすくし、お住まいの方や訪問してくる方の利便を図る制度で、昭和37年に施行された法律に基づき、全国の市街地で順次実施されています。

このため、地区内の地形や、家屋の形状、建物の出入口、居住者等の確認の調査を行います。<u>昭島市委託の調査員(「住居表示整備事業調査員」の腕章及び身分証明書を携帯しています)</u>が現地調査をしておりますので、訪問の際にはご協力くださいますようお願いいたします。

住居表示が実施されると…

- 新しい住所は「代官山〇丁目〇番〇号」となります。
- 地区内の家屋に住所の表示板、電柱等に街区表示板を取り付けます。
- 官公署にある公簿(住民票など)は、実施日に自動的に変更されます。ただし、法令等の規定や、各人の取引・契約により、ご自身での手続きが必要になるものもあります。
- 新住所の通知、住居表示に伴う諸手続きについての詳しいご案内は、 各世帯・法人・事業所を対象に、実施日の約1ヶ月前頃にお届けします。
- 実施日をもって、これまでの住所から新住所に変更になりますので、 住所の入った印刷物(名刺・包装紙・パンフレット等)の作製部数、 ゴム印等の作製には、ご注意ください。
- 郵便物については、実施後しばらくの間は、旧住所(実施前の住所)でも配達されます。

住居表示についてのお問い合わせは